



# 全国センター通信

毎月1日発行  
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)  
 〒113-0034  
 東京都文京区湯島2-4-4  
 平和と労働センター・全労連会館6階  
 発行責任者：岩永千秋  
 Tel (03) 5842 - 5601  
 Fax (03) 5842 - 5602  
<http://www.inoken.gr.jp>  
 e-mail: info@inoken.gr.jp

## 人間らしい労働と生活を保障する 職場・社会の実現へ

### 「いの健」全国センターが第14回総会

働くもののいのちと健康を守る全国センターは12月9日、平和と労働センターで第14回総会を開き、代議員・オブザーバーなど104人が参加、提案された活動方針などすべての議案を満場の拍手で決定・確認しました。(写真)



あいさつした福地保馬理事長は、「すべての都道府県に『いの健』センターを確立しようをスローガンにかかげてきた。25都道府県で確立され、早急に30の都道府県で地方センター確立にはげみたい」と述べ、「ディーセントワーク獲得にむけ何が課題になっているか熱い討論を」と呼びかけました。

### 全都道府県の過半数を超える地方センター

岩永千秋事務局長が活動方針案を提案。ディーセントワーク獲得と政策・制度要求の実現、職場・地域でのいのち、健康を守る活動、被災者救済と補償など6つの柱で活動の到達点を報告。大震災被災地での健康障害予防で行政の前向きな変化をつくりだしたことや、結集する地方センターが全都道府県の過半数を超えたことなどを確信に、異常な長時間労働の是正、夜間労働を規制して人間らしい労働と生活を保障する職場と社会の実現を呼びかけ、全労連のディーセントワーク署名の展開を提案しました。

討論で、全教の代表は、教職員の超過勤務は月平均60時間以上の長時間労働だと発言。宮城センターの代表は、県内教職員の3割がうつ・抑うつ状態にあるとの調査結果を紹介しました。京都センターの代表は、原発労働者の非人間的な労働実態に言及し、この問題を「いの健」センターの重点の一つにすべきだと発言。全国過労死を考える家族の会の代表は、「過労死防止基本法」制定にむけ、100万人署名への支援を要請しました。山梨センターの代表は、過労死の認定基準を改善する必要性を強調しました。自治労連浜松市職組の代表は、消防職員のアス

ベスト公務災害認定を実現したと報告。北海道、神奈川、大阪の代表がアスベスト根絶について語り、裁判勝利への決意を表明。建交労の代表はトンネルじん肺基金の創設について述べました。

### 2団体に「いの健」賞

第8回働くもののいのちと健康を守る全国センター賞が小池友子さんとマツヤデンキ小池さんの労災認定裁判を支援する会、上段さんの過労自殺裁判を勝たせる会に贈られ、「支援する会」事務局長・鈴木明男さんと「勝たせる会」会長・生熊茂実さんが受賞の言葉を述べました。

総会では、日本学術会議提言「労働・雇用と安全衛生にかかわるシステムの再構築を」について、岸玲子北海道大学環境健康科学研究教育センター・センター長が1時間余にわたって記念講演を行い、受講者の質問に答えました。

#### 〈今月号の記事〉

年頭あいさつ	人間を第一に考える社会への転換を すすめよう	2面
第8回「いの健」全国センター賞		3面
泉南アスベスト最高裁判勝利首都圏スタート集会		4面
各地	九州/大阪/山口/大阪/東京/愛知	5面～6面
東日本大震災現地レポート	郵政産業労働組合	7面
情報公開訴訟、全面勝訴	判決の内容とその意義	8面

年頭あいさつ

人間を第一に考える  
社会への転換をすすめよう



働くもののいのちと健康を守る全国センター 理事長 福地 保馬

東日本大震災と福島第一原発事故災害からの復興の先が見えないまま、新しい年を迎えました。震災は、日本の社会に存在する矛盾を一度に露呈し、いまだに私たちの心を揺さぶり続けています。新自由主義による規制緩和政策と、原発依存のエネルギー政策は、企業の営利を優先する「24時間社会」を創り出し、過酷な労働現場と、地域の荒廃を生み出しました。その状況を背景にしての今回の震災でした。

被災地では、復興に向けて努力が続けられていますが、地域の復旧の目処が立たず、未だに生活と生業(就労)の再建が進んでいません。福島第一原発では、過酷な被曝作業が続き、労働者の死亡も出ています。被災地ばかりでなく、日本国中に、放射能汚染に対する不安が高まっています。また、この時とばかり、財界は、労働時間の規制緩和、36協定の上限緩和、有期雇用の上限期間規制緩和、派遣法26業務の弾力的

運用、派遣や請負の規制緩和等々を要求し、政府は、その意向にすり寄ろうとさえしています。

まさにいま、被災地はもちろん、全国の労働者と住民のいのちと健康・生活を脅かすこれまでの道の「復興」を拒否し、人間を第一に考える社会への転換をすすめる道を作るための対決、勝負の時といえます。ILOが提唱した21世紀の最重要課題＝「ディーセントワーク」にむけて労働政策を転換する「たたかい」をしなければなりません。

新しい年にあたり、「すべての働く人にディーセントワークの獲得を。政策・制度要求の実現。全都道府県での地方センター確立で、働くもののいのちと健康を守る事業の新たな地平を切り拓こう(第14回総会)」との旗を、一層高く掲げ、活動を進める決意を新たにしています。

第14回総会で選出された役員、顧問・参与(敬称略)

◇理事長

福地保馬(個人会員)

◇副理事長

井上 久(全労連)

今村幸次郎(自由法曹団)

田村昭彦(九州セミナー)

長谷川吉則(個人会員)

松永康之輔(MIC)

室田 弘(全日本民医連)

山下登司夫(全日じん肺弁連)

◇事務局長

岩永千秋(全労連)

◇事務局長次長

岡村やよい(全日本民医連)

中林正憲(千葉県センター)

◇理事

阿部眞雄(個人会員)

安藤実花(福祉保育労)

川口英晴(JMIU)

神田豊和(建交労)

菊谷節夫(神奈川センター)

新谷一男(京都センター)

小池康義(日本医労連)

小滝勝弥(埼玉センター)

佐々木昭三(個人会員)

佐藤誠一(北海道センター)

高島牧子(全労連)

米田雅幸(全教)

高橋敏夫(民放労連)

芳賀 直(宮城センター)

橋本恵美子(国公労連)

伴 香葉(全日本民医連)

門田裕志(東京センター)

藤田弘起(岡山センター)

保坂忠史(山梨県センター)

堀谷昌彦(化学一般労連)

松浦健伸(全日本民医連)

松尾泰宏(自治労連)

村上 茂(大阪センター)

森崎 巖(全労働)

吉川正春(愛知センター)

吉田 剛(全商連)

渡邊一博(生協労連)

◇監事

菅田敏夫(長野センター)

笹本健治(金融労連)

〈顧問〉

池田 寛(全国センター元事務局長)

今中正夫(全国センター前事務局長)

岡村親直(全国センター元副理事長)

辻村一郎(同志社大学名誉教授・全

国センター元理事長)

細川 汀(京都府立大学元教授)

渡部眞也(滋賀医科大学名誉教授)

〈参与〉

色部祐(全国センター元事務局次長)

北口修造(大阪センター元事務局長

全国センター元理事)

木下恵市(京都センター前事務局長

全国センター前理事)

島倉昌二(全国センター元相談員)

高田勢介(全国センター元相談員)

富田素實江(北海道センター前事務

局長 全国センター元理事)

富樫昌良(宮城センター前事務局長

全国センター元理事)

**第14回総会**

**第8回「働くもののいのちと健康を守る」全国センター賞**

第8回「いの健」賞は、過労死・過労自死の裁判で、画期となる判決を勝ち取った次の団体に贈られました。

- ◇原告小池友子さんとマツヤデンキ小池さんの労災認定裁判を支援する会
- ◇上段勇士さん過労自殺裁判を勝たせる会

**◇原告小池友子さんとマツヤデンキ小池さんの労災認定裁判を支援する会**

愛知県豊川市のマツヤデンキに身体障害者枠で採用され勤務していた小池勝則さんが亡くなったのは過労死だとして、国を相手に労働災害認定を求めた裁判は、2011年7月21日、最高裁第1小法廷が国の上告を退ける決定を行い、過労死と認定した名古屋高裁判決が確定しました。判決は、憲法が国民の勤労権を認め、障害者の就労を援助する以上、業務が過重であったかどうかの判断は、平均的な労働者の基準ではなく、被災者の症状を基準とすべきとしています。妻であり原告の小池友子さんと「支援する会」は、「障がいのある人も、ない人も安心して働ける社会に」を掲げ、旺盛な活動を展開してきました。かかる活動は、被災労働者本人を基準に業務の過重性を判断するなど本人基準説を明確にした名古屋高裁判決の確定に大きな役割を果たし、各地でたたかわれている過労死裁判に大きな励ましを与えました。

**◇上段勇士さん過労自殺裁判を勝たせる会**

光学機器メーカー・ニコンの熊谷製作所で過労の末うつ病を発症、自殺した派遣労働者の上段勇士さんの遺族が、同社と請負会社に損害賠償を求めていた裁判について、最高裁第2小法廷は2011年9月30日付で被告・国側の上告を棄却。両社の責任を認め、賠償を命じた東京高裁判決が確定しました。高裁判決は、派遣元・派遣先両社の安全配慮義務違反や違法派遣などの責任があるとして賠償を命じています。

「勝たせる会」は2004年2月に、ニコンのJMIU支部を中心にして結成され、東京地裁、高裁で勝利判決をかちとるため、全国に支援を広げ活動に取り組みました。かかる活動は、派遣労働者の過労自殺について企業責任を問う初めての事案で過重労働を認定させ、ニコンへの「派遣」を違法な「偽装請負」と認定し、派遣先と派遣元の請負会社双方に損害賠償を認めた東京高裁判決を確定するうえで大きな役割を果たしました。

**働く人の健康と安全確保のための具体的方策 (大要)**

**日本学術会議の提言について記念講演**

第14回総会では、岸玲子北海道大学環境健康科学研究教育センター長が、「日本学術会議から出した提言と提言とりまとめの背景」のテーマで記念講演を行いました。講演は、「格差社会の実態」「雇用の差別(正規・非正規)」、「長時間労働」、「女性労働者の問題」、「大企業と中小零細企業の格差」、「自営業(農業や請負を含む)は労働安全衛生法でカバーされていない問題」など多岐にわたる課題を取りあげ、労働・雇用と安全衛生に関わる全面的な内容となっています。

紙面では、「働く人の健康と安全確保のためのこれからの具体的方策」にしばってその大要を紹介します。

**国際基準の導入の促進**

講演では、我が国で遅れている国際基準の導入を進める重要性が強調されました。

過労死をなくし男女が適切なワークシェアを進めるには労働時間に関するILO条約の批准が不可欠と指摘しました。そして、日本は188あるILO条約のうち、いまだ48(全条約の25%)しか批准していないと述べ、特に18本ある労働時間・休暇関係の条約を一本も批准していない実態を批判しました。具体的には、1号条約(一日8時間・週48時間制)、47号条約(週40時間制)、132号

条約(年次有給休暇)などをあげました。

また、正社員との格差をできるだけなくすために175条約(パートタイム労働)の批准は今後の重要課題と指摘しました。

**経営トップの役割**

講演では、新しい労働安全衛生システム構築と経営トップの役割について言及。

企業にとって重大災害は大きなリスクであり、その発生は経営の根幹を揺り動かすことになる、働きすぎてうつ状態になれば、職場の生産性も落ちる、欧州企業を中心に、働く人の健康と安全確保は、事業展開の基盤として考え行動している状況が広がっていると指摘しました。

そして、予測に基づく安全衛生技術をつくり、それを現場で廻すことができる高度な人材、企業における産業安全保健分野の中核的人材の育成と活用が重要だと述べました。

さらに、わが国の企業では労働安全衛生、健康管理を掌握する委員会に専任の企業の取締役などがメンバーに入っていないことが多いとのべ、その改善の必要性を指摘しました。

# 健康で働き生きるための健康権を守るたたかい、正義のたたかい

## 泉南アスベスト最高裁勝利首都圏（全国）スタート集会

働くもののいのちと健康を守る全国センターなど8団体で共催する「大阪泉南アスベスト国賠訴訟 最高裁での勝利をめざす首都圏（全国）スタート集会」が12月3日、TKP渋谷カンファレンスセンターで開催され、110人が参加しました（写真下）。

共催団体を代表して「いの健」全国センター・田村昭彦副理事長は、最高裁にむけてのたたかいは、「健康で働き生きる、健康権を守るたたかいであり、正義のたたかいである。全国と首都圏の力を結集して原告勝訴をたたかいとっていく意思統一の場としたい」とあいさつ。

### 人のいのちや健康に寄り添った判決を根底からくつがえすもの



「筑豊じん肺訴訟最高裁判決の目線で泉南国賠訴訟大阪判決を斬る」と題して講演した全国じん肺弁護団連絡会議幹事長の山下登司夫弁護士は、泉南高裁判決がいかに不当なものであるかを解明しました。

山下弁護士は、大阪高裁判決の思想が象徴的にあらわれているものとして、労働者のいのちや健康に「弊害が懸念されるからといって、工業製品の製造、加工等を直ちに禁止したり、あるいは、厳格な許可制の下でなければ操業を認めないというのでは、工業技術の発達及び産業社会の発展を著しく阻害するだけでなく、労働者の職場自体を奪うことにもなりかねない」と述べているところにあると判決内容を解説。職場が守られたとしてもいのちや健康が守らなければどうなるのか、いのちや健康と石綿製品の社会的必要性、公用的有用性を天びんにかけて石綿曝露による人への障害が、生じてもむやみに規制すべきでない、これが大阪高裁の考え方だと指摘しました。山下弁護士は、筑豊じん肺訴訟最高裁判決や水俣裁判にふれながら「人のいのちや健康に寄り添った判決」、現在の司法が確定したこの考え方を根底からくつがえすものだと述べ、この判決を聞いて大きな怒りともなるとしてもくつがえさないといけないとの決意を表明しました。



### 公害企業は厳格な調査研究義務、結果回避義務を負う

「歴史の流れに逆行する泉南アスベスト高裁判決を斬る」と題して、全国公害弁護団連絡会議代表委員の篠原義仁弁護士は、公害企業は厳格な調査研究義務（予見義務）及び結果回避義務を負っているとして、「大気浄化能力にも限界がある以上、大気汚染による健康被害発生の危険が生じたならば、大量の大気汚染物質を大気中に排出する事業の事業者は、被害を生じない程度にまで排出量を減少させ健康被害の発生を防止する適切な措置をとる義務がある」とした西淀川判決を紹介。

篠原弁護士は、四大公害裁判の判決・公害健康被害補償法の成立経緯から見ても、高裁判決がいかに歴史に逆行しているかを解明し、従前のたたかいの経験に学び、係争中の国賠訴訟と共闘することの重要性を訴えました。

### 400頁に及ぶ理由書、1008人の代理人

泉南アスベスト国賠弁護団からは、主任の村松昭夫弁護士が、大阪高裁が関連証拠をまったく無視、事実を意図的に歪曲するといった恣意的な事実認定をおこなったことなど不当性を明らかにしたうえで、最高裁に400頁に及ぶ理由書を提出し、1008人に及ぶ代理人（弁護士）を立てることができたことなどを報告。今後のたたかいについて、第2陣が地裁で勝利すること（判決は2012年3月28日）が、最高裁の逆転勝訴への大きな一歩となる、そのためにも、不当判決を跳ね返す広範な世論の結集を呼びかけました。

原告団代表4人が上京（写真上）。原告の訴え、メッセージ紹介のあと、支援団体のリレートークで13人の方からの発言がありました。

泉南アスベスト訴訟を勝たせる会から、第2陣の地裁あて署名の取り組み、機関紙・ブログ等での紹介、マスコミへの投稿など世論を広げること、最高裁宣伝行動、「泉南応援団」への協力などが呼びかけられました。

**各地・各団体のとりくみ**

**九州  
セミナー**

**3回の学習企画、ハローワーク内での健康相談で世論づくり  
第22回九州セミナー in 宮崎**

第22回人間らしく働くための九州セミナー in 宮崎 (以下九州セミナー) を11月5日～6日に開催しました。10年ぶりとなる宮崎開催に600人の参加者、92の演題申込みを得て成功裏に終了しました。

宮崎では、15の団体の呼びかけ人を中心に現地実行委員会を結成して約9カ月間準備してきました。本番までに3回の学習企画 (子どもの貧困問題、若者の雇用問題、メンタルヘルスの問題) やハローワーク内での健康相談会を行い、九州セミナーの世論作りを進めてきました。

1日目は、メイン企画として、記念講演「この国の貧困と子どもたちの未来」(講師：山野良一氏 千葉明德短期大学教授) と「子どもの貧困からみえる大人の働き方」と題してパネルディスカッションを開催しました。山野先生からは、様々な調査データや海外の事例などを紹介して頂き、子どもの貧困解決には社会投資的視点が必要であることなどが強調されました。またパネルディスカッションでは、小児科医、元学校事務職員、弁護士などがパネラーとなり、子どもの貧困問題についてディスカッションしました。私たちの労働と関連性が深いことを再認識させられました。

2日目は、8つの分科会と「大災害の中で働く人々の健康をどう守るか」と題したシンポジウムが行われました。分科会では、テーマ別に分かれてそれぞれ実践報告とディスカッションを通して交流を深めました。シンポジウムは、口蹄疫の防疫に携わった行政関係者、マスコミ労働者、建設労働者、精神科医からそれぞれの立場で報告があり、大災害の中で働く人々の健康問題についてディスカッションしました。災害現場では被災者、現場で働く労働者、支援者もメンタルヘルスの影響が大きく、対応が必要なことなどを共通の認識としました。

(九州セミナー現地実行委員会事務局長 吉田博明)

**大阪**

**取り戻そう人たるに値する労働と健康  
働くもののいのちと健康を守る学習交流会**

「取り戻そう人たるに値する労働と健康」をスローガンに、「働くもののいのちと健康を守る学習交流会」

(第44回労災職業病一泊学校) が、恒例の京都・本能寺会館で開催され (写真)、2日間で107人が参加しました。



実行委員長の川辺和弘さん (大阪労連議長) は開会にあたって「労働者の命と健康をめぐる状況はきわめて深

刻。大震災をきっかけに国民の安心安全の社会へ、日常的な積み重ねでとりくもう。一泊学校はその柱だ」と強調しました。

西垣裁判の勝利判決をはじめ、闘争中の裁判闘争など7件の支援の訴えのあと、「福島原発と自然エネルギーへの転換」のテーマで岩本智之さんが記念講演。

「原発事故は、止める、冷やす、閉じ込めるが基本。情報公開や報道も、隠す、ほかす、遅らせるではダメ。『隠すな、ウソをいうな、過小評価するな』が大事。原子力は未完成の技術ではなく、完成するはずのない技術としてとらえるべき。日本の54基のうち現在稼働しているのは十数基。それでも電力需要をまかなっている。原発に頼らず自然エネルギーに転換は可能だ」と指摘しました。関心の高いテーマだけに、参加者から多くの質問も出され、この問題を深めることができました。

このあと、「民間職場の安全衛生活動」「公務職場の安全衛生活動」「過労死・過労自殺の認定基準と判例の特徴」「職場のメンタルヘルス」「福祉・医療の仕事と健康」の5つの分科会を2日にわたって行いました。

(大阪センター 西岡健二)

**山口**

**崩れた8時間労働と生体リズム**

11.23秋の学習交流会を開催

秋の学習交流会は、11月23日、4団体 (県労連・民医連・医労連・労安センター) が呼びかけ。(財)労働科学研究所・慢性疲労研究センター長佐々木司を講師に迎えて26の労組・団体から70人が参加してひらかれました (写真)。



講師は、「崩れた労働時間と生体リズム～人間らしく健康で働きつづけられるために～」と題して講演。

はじめに、どうして現在のように過労死・過労自殺を氷山の一角とする慢性的な疲労症候群が社会の底辺に広がってきたのか、その背景として、ITの深化という技術の高度化のグローバリズムという社会変化を指摘。特にIT化された労働の3つの問題として、慢性疲労を生んだ①長時間過密労働によるリズム障害②生体リズムに反する24時間労働③意に反する強制サービス労働について解明。夜間に照明を浴びると、一日のリズムを司るホルモンのメラトニンが減る一方で、乳がんリスクを上げるホルモンのエストロゲンは、人工光のもとで増えることなど紹介。参加者は、労働法制を再構築するたたかいで、人間らしく健康で働き続けるために8時間労働の意義と生体リズムの医学的知識を学び交流しました。

(山口県労安センター 田村 務)

**各地・各団体のとりくみ**

**大阪**

**隙間だらけの「石綿健康被害救済法」**

アスベスト110番に50件の相談

12月4日、大阪アスベスト対策センターは、被災者の相談や、また被災者掘り起こしや被災者組織への援助を目的に、アスベストによる健康被害の相談のため



の110番活動にとりくみました(写真)。当日は、テレビ・ラジオで報道されたこともあり、47件(翌日3件)の相談が寄せられ、大阪じん肺アスベスト弁護団の弁護士3人、民医連より医師・ソーシャルワーカーなど6人、建築関係者1人、労働健康安全センター1人、労働組合役員2人が対応しました。

「東日本大震災のボランティア活動の際の曝露が心配」、「労災申請が却下された」、「解体工事の際の注意点は」、「自宅屋根裏の断熱材は大丈夫か」、「現場で粉塵を吸い込むことが多く、就労中は毎年検診を受けてきたが、ずっと不安」、「作業着の洗濯による曝露ではないか、余命1~1.5年と言われている。裁判に参加すべきか、他に母にとって良い方法はないのだろうか」など、多岐にわたる相談が寄せられました。

今回の110番活動では、被災者の高齢化と共に、若年層にも健康不安が広がっている実態や、国が制定した「石綿による健康被害の救済に関する法律」が、まだまだ隙間だらけであることが改めて明らかになりました。今後、泉南アスベスト国賠訴訟・建設アスベスト訴訟の支援と合わせ、被害の掘り起こしと救済、新たな被害の防止に向けて、いっそう取り組みを強化していきます。

(大阪アスベスト対策センター 菅 義人)

**東京**

**ILO122号条約(雇用政策に関する条約)を学ぶ12・3交流集會を開催**

東京社会医学研究センター

12月3日、ILO122条約(雇用政策に関する条約)を学ぶ交流集會を東京労働会館で開催しました(写真)。



わが国は、完全雇用を政府が促進するとするILO122条約(1966年)を批准しています。しかし、この条約の存在はあまり知られず活用されていません。そこで「ILO条約の批准を進める会」と郵産労、東京社医研センターが呼びかけ、全労連のパート・臨時労組連絡会が後援して交流会となりました。

集會には50人余りが参加。はじめに、牛久保秀樹弁護

士が「ILO122号・雇用政策に関する条約の意義」について基調講演を行いました。牛久保弁護士は、雇用政策に関する国際労働規準の体系を紹介し122号条約について解説。さらに活用事例として、銚子無線の事件、日航整理解雇事件と郵政10万人正職員化運動について詳しく説明しました。

東京社医研センターの村上理事は、今日の日本の労働者とILOの活用について、特に187号条約の批准以降の安全衛生活動の前進、「地域主権改革」と大阪の「教育条例法案」は日本が批准しているILO条約に明白に違反していることを訴え、郵産労の廣田委員長が郵産労のILOを活用した運動についての成果を報告しました。

討論では、全労連パ・臨連の伊藤副代表、日航整理解雇について鮫島さん、介護福祉労働組合の橋本さん、社保庁解雇闘争の古田さんが次々に訴えました。

(東京社会医学研究センター 村上剛志)

**愛知**

**マツヤデンキ小池労災勝利報告集會に70余人**

11月26日午後、名古屋・労働会館において「マツヤデンキ小池労災勝利報告集會」が開かれ70数人が参加しました。

被災者の小池勝則さんは心臓機能障害3級ですが、2000年11月豊橋のマツヤデンキに就職、1カ月半働いただけで亡くなりました。享年37歳でした。

妻の小池友子さんは、豊橋労基署に労災認定を申請しましたが不支給、審査会も名古屋地裁も労災を認めませんでした。そして、2010年4月に名古屋高裁が労災を認定し、2011年7月最高裁で確定。10年におよぶこのたたかひに対し、小池友子さんと「支援する会」に全国センターより「顕彰状」、弁護団には日本労働弁護団より「表彰状」が贈られました。

報告集會第一部は、「支援する会」会長の上田孝さんが「働く障がい者にとって貴重な成果、支援のみなさんに感謝します」と挨拶。愛労連・議長の樽松佐一さん、全国過労死を考える会・代表の寺西笑子さんから祝福の言葉をいただきました。

弁護団の森弘典、岩井羊一、水野幹男の3氏から、事件勝利の意義やその背景、今後の取り組みなど含蓄ある発言がありました。

「支援する会」・事務局長の鈴木明男さんは紆余曲折のあった会の取り組みについて報告。一部のラストは小学4年生高見真智智さんのピアノ演奏「きらきら星」でした。

第二部は、今枝正昭さんのチェロ演奏につづき、「いの健」全国センターと全労連幹事会を代表し岩永千秋さんが力強い励ましを挨拶をしました。乾杯の発声は愛知争議団連絡会・事務局長の植木日出男さんが元気いっぱいに行いました。

障がい者、各種の争議をたたかっている人たち、労働組合や国民救援会の人など多彩な方々が参加し発言してくれました。



# 被災者へ励ましの言葉を綴った郵便物を早く届けることが使命

## 東日本大震災現地レポート⑧ - 郵政産業労働組合

3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方の郵便事業会社及郵便局、簡易郵便局に甚大な被害をもたらし、日本郵政グループ全体で61人の尊い命が奪われました。

特に被害の大きかった岩手、宮城、福島では、郵便局の全壊58局、半壊15局に及び、地域の通信と金融のユニバーサルサービスを支えている簡易郵便局においても、全壊24局、半壊3局など、沿岸部を中心に業務が停止する事態となりました。

### 郵政三事業に課せられた使命

郵便配達や窓口業務を担当していた社員が犠牲になるなか、①被災地域の郵便物の配達を実施、②義援金送付のための現金書留に係る郵便料金の免除、③被災者が差し出す郵便物の料金免除、④無料葉書の交付、⑤移動郵便車の運行、⑥貯金・保険関係の非常取扱いの実施、⑦保険料の払込猶予期間の延伸（最長6ヵ月間）、⑧保険金の非常即時払いなどが実施され、郵政三事業として社会的インフラ整備に努めてきました。

職場の仲間を失いながらも、「私たちにできることは、被災した方への心温まる励ましの言葉を綴った多くの郵便物を1日も早く届け、明日から生きる勇気と元気を出してもらうこと」を郵政三事業に課せられた使命として奮闘しました。

### 被災者支援を掲げて

郵産労は、3月14日に発足した全労連の災害対策本部に参加、同日、郵産労本部に災害対策本部を設置して、被災地における組合員の安否確認やカンパの要請を行うとともに「震災ニュース」を発行し、被災地域の現状や支援状況などをリアルに知らせてきました。

カンパのとりくみでは、東京、近畿、九州における街頭での訴えや、各職場でのとりくみなど積極的な行動が展開され、ボランティア派遣では、東京、関東、近畿か



半壊した気仙沼市大谷郵便局

ら全労連の一員として参加、被災者を励ましました。

緊急時における会社の対応では、本社・支社・支店など一体となった「危機管理体制の不備」が明らかになり、本部は、被災地域における非正規労働者の雇用確保や帰宅困難者に対する交通費補助の申入れなどを行いました。

### 現地調査を実施

大震災で果たした郵政三事業の役割や「民営・分社化」による弊害などを調査するため、9月2日から4日まで気仙沼、陸前高田、宮古の3市を訪れ調査を行いました。

被災地調査では、避難所や仮設住宅で生活する皆さんや社員との懇談を通じて「民営・分社化」により郵政三事業が分断され、郵便、貯金、保険のサービスが連携して機動的に行えない実態が明らかになり、問題点と改善の方向について意見書をまとめました。

郵政改革法案の国会審議が通常国会で行われますが、民営・分社化の弊害を明らかにし、公的事業として日本郵政グループ各社を国民生活の向上に寄与できる事業として再生させることが甚大な被害を受けた地域の復興支援につながると思います。

(郵政産業労働組合書記長 日巻直映)

## シリーズ 相談室だより (59)

### 許してはいけない、処分理由の差し替え

アスベスト肺がん認定を巡る全国で5件の裁判の先頭を切って、東京地裁で木更津労基署事件が結審 - 2月判決、大田労基署事件が一気に終盤を迎えています。一般の労災裁判は認定基準の適用の是非を巡って原告が不支給処分取消を求めますが、この裁判では原告が「認定基準どおり業務上とせよ」と訴え、被告・国が「認定基準が誤りであり処分は適法」としている異常な裁判です。大田労基署事件では労基署が調査済の喫煙歴について「医者のカルテで確認したい」等として反論書提出を引

き延ばしました。喫煙歴をカルテで確認するなど前代未聞です。木更津労基署事件でも労基署の調査で認められていた「石綿ばく露作業歴10年以上」を、元同僚を労働局に呼び出してそれを否定する陳述書を新たに書かせて提出しました。これらは、労基署が不支給処分を決定した時点の不支給処分の「理由を差し替える」もので不当です。一般の民事裁判では裁判で「真実を明らかにするため」の主張ができますが、労災裁判での国の主張は「不支給処分を下した時の真実」に限定されて当然です。民事訴訟と労災裁判との違いを、国や裁判官にも伝え、不当な立証を許さない取り組みも必要です。

(東京センター 廣田政司)

**インフォメーション****情報公開訴訟、全面勝訴一判決の内容とその意義****1 過労死企業名の開示を命じる全面勝訴判決**

去る平成23年11月10日、大阪地方裁判所第7民事部は、大阪労働局管内で過重労働による脳心臓疾患の発症（以下、「過労死」といいます。）であると認められた労災事案について、行政庁が作成している処理経過簿のうち、企業名の部分の公開を求める情報公開訴訟について、それを不開示とした大阪労働局長の決定は違法であるとして取り消す、原告全面勝訴の判決を言い渡しました。

**2 主たる争点**

本件訴訟の主たる争点は、①企業名の公開により被災労働者個人が識別されるか否か、及び、識別可能性の判断基準（情報公開法5条1号所定の不開示情報該当性）、②企業名の公開により企業の競争上の地位その他正当な利益が害されるか否か（同法5条2号イ所定の不開示情報該当性）、③企業名の公開により行政の適正な業務執行に支障を来すか（同法5条6号柱書所定の不開示情報該当性）、の3点でした。

**3 判決骨子**

本判決は、国民主権の下、行政文書は公開されることが原則であるとして、

- ① 企業名の公開によって一般人が被災労働者の方を識別できるものではなく（一般人基準）、被災労働者の方の権利利益が害されるおそれがない、
- ② 労災補償制度は、使用者の法令違反の有無を問題とするものではなく、企業名の開示によって当該企業の権利利益等正当な利益が害されるというおそれは抽象的可能性に過ぎない上、企業の競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が存在するとは認められない、
- ③ ②に鑑みて、企業が労働基準監督署等の調査に非協力的となる事態が一般的に想定されるものではなく、労災保険事業の適正な遂行に支障が生じる蓋然性は存在しないと判断しました。

その上で、本判決は、既に廃棄等され存在しない部分を除き、原告が請求した期間（過労死の判断基準改正後の平成14年度分から原告が大阪労働局長に対し情報公開請求をした平成21年3月5日まで）の処理経過簿記載の企業名全ての開示を命じました。

**4 本訴訟提起に至った経緯**

本訴訟は、大阪過労死問題連絡会が主体となって、どのようにすれば過労死の発生を防止することができるかと考え、提起したものです。

過労死の事件も他の多くの事件同様、労災認定がされたり、民事訴訟で企業の責任が認められても、あくまでも当該労働者の個別の事件であり、企業として積極的に過労死の防止対策を図るインセンティブが乏しく、同じ企業で過労死や過労死予備軍の発生が繰り返されることが往々にしてあります。

他方、企業は消費者が自社にもつイメージを重視しません。労災認定は、企業の法令違反の有無を問題としますが、過労死を出したことを公開されるとなると、企業は過労死を出さないよう適正な労働管理をすることを考えられます。

そこで、全国過労死を考える家族の会代表世話人の寺西笑子さんが請求人となり、平成21年3月、過労死を出した企業名の公表を求める情報公開請求を行いました。

これに対し、大阪労働局長が企業名部分を不開示とする決定をしたことから、企業名の公開を求める本件情報公開訴訟を提起するに至りました。

**5 本判決の意義**

本判決は、過労死を出した企業名の公開という前例のない分野において、その社会的意義を理解し、原告の請求を全面的に認めた判決であり、過労死を出した企業の社会的責任という点から当然の判決といえます。

本判決に基づいて企業名が公開されることにより、過労死を出して企業名を公開され、社会的批判・監視の対象となる企業は勿論、過労死を出していない企業においても、過労死を出さないよう努力することが期待され、過労死の防止に大きな効果をもたらすことになります。

また、労働行政としても、この公開制度があることをもって、従前にも増して過労死防止のための施策を推進することができます。

さらに、就職活動中の方にとっては、当該企業が労働環境を適切に保つ企業か否かを端的に見分ける格好の資料となります。

**6 おわりに**

本判決について被告（国）は、大阪高等裁判所に控訴しました。引き続きご支援下さいますよう、お願い致します。

本訴訟の弁護団は、松丸正、岩城穰、下川和夫、上出恭子、田中宏幸、波多野進、四方久寛、生越照幸、長瀬信明、舟木一弘、立野嘉英、瓦井剛司、足立賢介、團野彩子、（以上、敬称略）及び当職です。

（弁護士 和田 香）